

国見から巡狩へ、呪縛を解くところみ

——『古事記』の関連所伝の読みに及ぶ——

榎本 福寿

- 一 国見をめぐる問題
- 二 国見ということと国見したい
- 三 国見ということの内幕
- 四 巡幸にともなう望見
- 五 風土記の巡狩
- 六 討伐と巡狩、および望見
- 七 雄略天皇の巡狩
- 八 漢籍がつたえる巡狩、その一
- 九 巡狩と雄略天皇の事例
- 十 漢籍がつたえる巡狩、その二
- 十一 巡狩と仁徳天皇・応神天皇の事例
- 十二 巡狩のもつ政治的意味とその新しさ

国見については、土橋寛氏の論考が著名であり、注釈書の多くも、とりどりのかたちでそれをふまえる。もちろん、批判もある。その他、国見をめぐる様々な説がある。

それら先学の見解の多くに、国見に、予祝、儀礼、呪術などといった意味をよみとろうとする傾向が根強く、文献のつたえる事実より、むしろ思いこみや思いなしをもとに論を展開しているものも少なくない。

小稿は、どこまでも文献の内容にそくして国見をかんがえる。国見の例は、ほとんどが『万葉集』の歌のなかにあつて、それ以外は固有名詞にごく少数あるに過ぎない。従来国見とみなしてきた例が、その内実は巡狩であることを、風土記の所伝の考察、さらにはそれらと『日本書紀』の所伝との比較等を通してまず論証する。その上で、『古事記』の例について、それが漢籍につたえる巡狩にあてはまることを見きわめ、そのもつ意味を明らかにすることをめざす。

一、国見をめぐる問題

小稿は、まず国見に検討をくわえることからはじめる。国見といえ、古代に特徴的な呪的行為、たとえば予祝などのかかわりをそれをもつことを自明のものとみなすのが一般的である。そうしたいわゆる国見が、独歩をしている。その実態のない影を論理のあやでどれほど飾つてみたところで、所詮は虚妄でしかない。国見を文献のつたえる事実の側につれ戻すこと、このことをまずはめざす。

国見の検討から、やがて巡狩へ論点をうつす。国見の用例は確かにあるが、それ以外の国見とみなしてきた例が巡狩における望見にほかならないことを指摘する。巡狩については、文献ごとにその伝えかたにそれぞれ特徴がある。そのあらましを確かめたうえで、『古事記』の用例に着目する。漢籍が伝える巡狩の例に、それは明らかに通じる。その個々の例の実態を、漢籍の例とつきあわせながら解明することが、小稿のまた一つの目的である。

従来、とりわけ国見をめぐることは、ともすれば関連する記述の部分だけを取りだし、それらを都合よくつなぎあわせて論を組み立てるのに急だったのではないか。そうした反省から、所伝の内容にもふみこんでその読みとりに極力つとめる。所伝の読みこそ、そこから検討がはじまる起点

であり、なおまた論の正当を最終的に確かめ、裏づける拠りどころとなるはずだからでもある。

二、国見ということと国見したい

さて、国見に関連する論考は、ほとんど応接にいとまなほどの数にのぼる。逐一それらの内容を確かめることなど到底できないし、またその必要もそれほどあるわけではないが、先行研究のなかでは、春山入りに起源を求める土橋寛氏の所説が有力であり、たとえば日本思想大系『古事記』の補注(440頁)に「本来の国見は、農耕社会の指導者が早春に高所に登って周囲を望見し、その年の耕作適地を指示して開拓させ、また国賞めをして豊作を予祝するところに目的があり、」といった解説がある。それと明記しただけで、この解説も土橋氏の所説の延長上にある。

もちろん、土橋氏の所説には厳しい批判もある。多田一臣氏の最近の論考もその一つだが、国見を正面きつて取りあげ、先行の研究を批判的に検討しながら考察をくわえている。国見をめぐる最近の研究成果としても注目にあたいするので、主要な点をひとわり見るに、国見の見るを重視するのが多田説の特徴である。たとえば次のような指摘がある。

「見る」が能動的ならば「見ゆ」は受動的であるとも

いえる。その場合、「見ゆ」の主体は、見られる土地の側にあることになる。「見る」主体が支配者であれば、「見る」ことが土地への領有・支配の意志の表明になる。「見ゆ」がその反作用であるなら、それは土地の霊（国魂）からのほたらきかけになる。支配者は、そのほたらきかけを正しく受けとめなければならぬ。そこに鎮魂がある。土地の側からのほたらきかけを正しく受けとめることで、それへの領有・支配は始めて完全なものとなる。その土地の豊饒もまた約束されることになる。（92頁）

最後のくだりは、土橋氏の所説すらほうふつとさせるが、その一方で「鎮魂」も説く。「古代では、視覚がすべての感覚（全体的感覚）を総合すると考えられた。そこで「見る」ことがその根本に据えられた。」という観点から、さらには「国見の意味、とくにその『見る』ことの意味は、支配者の領有・支配、さらには鎮魂にかかわる視点から把握されなければならない。」（94頁）といった提言をおこなっている。

「豊饒」や「鎮魂」などのことをもちだすことにどれほど必然性があるのか不明というほかないが、そのことは措くとしても、それらが国見とどのようにかわるのか、せめてその道筋だけでも具体例にそくして明示するのでな

ければ、説得力はとうていもたえない。「古代では」という以上、『万葉集』にいくつもある該当例も、当然のことながら対象となる。ところが、たとえば次の歌中の、

（前略）皇子の命は、春されば殖槻がうへの遠つ人待
つの下道ゆ登らして国見遊ばし、しぐれの秋は大殿の
砌しみに霧負ひて靡ける芽を珠手次懸けて俣はし、
み雪零る冬の朝は刺し楊根張り梓を御手に取らし賜ひ
て遊ばし我が王を（下略・3324挽歌）

秋に露を負つて靡く芽を俣ひ、冬の朝に梓を手に取ることと一連の、国見を春の行楽としておこなう例、あるいは夏雑歌の「詠花」と題する歌群中の、

雨間あけて国見も為むを故郷の花橘は散りにけむかも
（1971）

この国見のように、前後する歌の「見渡せば向ひの野辺の石竹が落ちまく惜しみ雨な零りそね」（1970）、「野辺見れば瞿麦が花咲きにけり吾が待つ秋は近づくらしも」（1972）と、景色を見るという点で通じあう例なども、残念ながら取りあげてはいない。

これらに、「豊饒」や「鎮魂」とのかかわりを見いだすことはできない。それが、言及すらしていない理由というわけではないだろうし、また一方、排除しなくてはならないほどそれらが特異・特殊なわけでもない。「登筑波岳」

丹比真人国入作歌」（382）には、次のように国見をうたに詠みこんでいる。

鶏が鳴く東の国に高山はさはに有れども朋神の貴き山の
の隣み立ちの見がほし山と神代より人の言ひ嗣ぎ国見
為る筑はの山を冬こもり時じき時と見ずて往かば益し
て恋しき雪消する山道すらをなづみぞ吾が来る

二つ並んで貴い山のその姿のまことに好ましい山だと神代の昔から人が語りつぎ国見するといううたいぶりは、筑波山じたいをたたえてはいても、その眼下にひろがる国のさまを、「豊饒」「鎮魂」を目的にうたったものなどではない。「朋神の貴き山の隣み立ちの見がほし山」だから人々を惹きつけるのだし、それゆえに国見する、またそれが「恋し」という感情を喚起することであろう。

しかしながら、国見したいの内容、つまりその内実について、これまで取りあげた例だけでは明らかにできない。せいぜい、前掲の歌（1972）にいう「野辺見れば」と一連の、それに類する眺望を基本とする行為といった輪郭しかみえてこない。そのことは、またそれで国見をかんがえるうえに手がかりとなるはずだが、かりにそのように眺望を基本とする行為だとすると、それだけで、もはや国見についての従来の見方とは大きく異なる。多田氏の前掲論考のなかに「支配者が高みに登り、眼下に広がる土地に向か

って讚めことばを発する行為为国見と呼んでいる。」（90頁）というのも、国見についての一般的あるいは通行の解釈をふまえたうえでの規定であろう。この規定にいう「支配者」や「眼下に広がる土地に向かって讚めことばを発する行為」などの要素は、なるほど舒明天皇の「天皇登香山望国之時御製歌」（『万葉集』2）にはあてはまる。しかし、それをもって一般化すること、まして右のようにあたかもそれが国見のごく普遍的なかたちであるかのように説くことは、当を得ない。

だい一、これまでとりあげた『万葉集』の歌のなかのどの例にも、その要素は片鱗すらない。そしてその用例のしめすところにとこまでも忠実な態度をくずさずにいえば、眺望を基本とする行為として国見はあり、それを行う人によつて、たとえば天皇などがそれを行う場合、付随的に特別な意味を帯びるか、もしくは付与することがあるということになる。讚めことばは、国見に固有のものではない。国見にともない、時により、人によりそれを発することもあつたというのが実際のありかただったのであるのか。国見に、まさに人や時によりただ付随することもあるというだけのものを、あたかも固有のものであるかのようにみなしていた、思いなしにもとづくそうした国見をめぐるあれこれの擬装をはぎとらなければ、実態は到底みえてこない。

それを、次に『万葉集』以外の用例においてところみる。

三、国見ということの内実

多田氏が国見について論じる糸口とした『日本書紀』(以下『書紀』と略称する)の神武天皇三十一年四月条の例を、便宜、まずはじめに同じように取りあげてみる。神武天皇の国見をつたえたものという一節と、これに関連する記述とが一体となっている。次にその全体をしめす。

卅有一年夏四月乙酉朔、皇輿巡幸。因登_二腋上_一噉間丘_二而廻_一望国状_二曰_一「妍哉乎、国之獲矣。雖内木綿之真迹国_一、猶如_二蜻蛉之聲_一貼焉。」由是、始有秋津洲之号也。昔伊弉諾尊目_二此国_一曰「日本者浦安国、細戈千足国、磯輪上秀真国。」復大己貴大神目之曰「玉牆内国。」及_二至饒速日命_一、乘_二天磐船_一而翔行太虚也、_二晚是郷_一而降之、故、因目之曰「虚空見日本国矣。」

右の傍線部が、さきに引用した国見についての多田氏の規定そのままのかたちをとることは明らかである。恐らくあつた規定のかたちで国見をふちどる上に、有力な一つの拠りどころだつたであろう。なおまたこれまで国見について論じる場合、つねに無視しえなかつたはずだし、それだけに、この一節の読みじたいが重要な意味をもつ。

それには、傍線部以外の箇所にも十分な目配りが欠かせ

ないが、とりわけ注目にあたいするのが、最後に位置する饒速日命の天降りである。それを、「饒速日命、乘_二天磐船_一而翔行太虚也、_二晚是郷_一而降之。」とつたえる。磐船に乗って太虚を駆けめぐり、適地をとくと見定めたうえで天降りするというこの一連の展開には類例がある。すなわち、大伴家持の「向_二京路上依興予作_一、侍_二宴応詔歌一首_一」(『万葉集』⁴²⁵⁾)の次のくだりである。

蜻嶋やまとの国を天雲に磐船浮かべともへに真かひ
繁貫きいこぎつつ国看しせしてあまりまし掃ひ平げ

(以下略)

このあと「千代累ね_二弥嗣継_一に知らし来る天の日継と神ながら吾が_二皇の天下治め賜へば_一」とつづき、その内容から推して、天孫降臨をうたつたものとみるほかない。記紀の所伝とは内容を異にするだけに、それにならつたのでもなく、饒速日命の天降りとの類似も偶然の結果のはずだから、その点でも興味深い。磐船に乗って天降ることに、船にちなみ、こぎながら目的とする適地をめざす、とくと見定めるといったことが結びついたのであろう。それぞれその「_二晚是郷_一」と「国看しせして」を含む全体としてあい通じることは、決して偶然だつたのではない。

そうした対応にかんがみても、「_二晚是郷_一」は明らかに「国看」にあたる。ともに、内容の上では、たかだか眼下

に国を望見するだけの、天降りにともなうあくまでも一つの行為にとどまる。このありかたの基本的な構図は、神武天皇の「登_二腋上_一噉間丘_二而廻_一望国状_二」にもそのままあてはまる。だから、それを国見とみたところで、やはり同じように望見の域を出ない。しかもその望見のともなうのが、すなわち天皇の巡幸である。天皇の巡幸があつて、そのあとにつづく「因」の文字どおり、それにともなう一つの行為として望見がある。そうである以上、当面の問題解決のカギはむしろ巡幸にあるとみるのが筋である。

四、巡幸にともなう望見

国見の典型例でさえ、実態は右の通りである。実際に、『万葉集』の歌のなか以外には国見ということばをほとんどつかわないということ、これが上代の文献的事実である。例外はあつても、固有名詞にかぎられる。たとえば「国見丘」(『書紀』神武天皇即位前戊午年九月五日条。同十月一日条)、「阿閉臣国見」(同・雄略天皇三年四月条)、「当麻真人国見」(同・天武天皇朱鳥元年九月二十七日条、持統天皇十一年二月二十八日条)、「国見村」(『豊後国風土記』国埼郡)などの地名、人名がそれである。

この文献的事実は、歌によむ以外に、そもそも国見というこのことばの使用にきわめて消極的であつたこと、言い

かえれば国見ということじたいを意識することがきわめて稀であつたことを示唆する。げんに、『播磨国風土記』の次の例がそのことを裏づける。

○ 所以称_二大立丘者_一、品太天皇、立_二於此丘_一、見_二之地形_一。故号_二大立丘_一。(饒磨郡)

○ 大見山。所以名_二大見者_一、品太天皇、登_二此山嶺_一、望_二覽四方_一。故曰_二大見_一。(揖保郡)

○ 御立阜。品太天皇、登_二於此阜_一、覽_二国_一。故曰_二立岡_一。(同右)

かたちの上では、国見になりうる条件をそなえているのだから、国見にかかわる地名起源譚としてもゆうに成り立ちえたにもかかわらず、どれもそうなつてはいない。わずかに第二例だけが「望_二覽四方_一」にそくして地名の起源をものがたつてはいるが、それでさえ「大見」であり、国見との違いは著しい。第一、三例にいたつては、望見にはなんらかかわりなく、その場所に立つたことにそくして地名の起源をものがたる。国見とみなしていなかったことはもとより、そもそもそのかんがえすらなかつたに違いない。

その一方、たとえば第一例の「見_二之地形_一」が、地名起源をものがたるうえでは無くもがなの蛇足でしかなく、また第三例の「_二覽国_一」でさえ地名とは直接の対応をもたないことは明らかなのだけれども、そのことはまた逆に、そ

れらが所伝に不可欠であったこと、言いかえればそれらがあつてはじめて所伝が成り立つものであつたことを示唆するであろう。どの例も、さきに国見になりうる条件をそなえていると指摘したとおり、高所に登つて望見するという同じかたち、いわば類型にのつとつていいるが、その類型の中でも、望見こそ核心であつたということにほかならない。その望見にとつて、山に登ることも、あるいは丘に立つことも、所詮は前提でしかない。

望見こそが所伝の核心をなす、だから、それをめぐるさまざまなかたちがある。山に登る、丘に立つなども、その一つにすぎない。いまそれらの一部を、右の三例にならう『播磨国風土記』のなかから拾ひだしてみる。

- (1) 望理里。大帯日子天皇、巡行之時、見此村川曲、勅云、此川之曲、甚美哉。故曰望理里。(賀古郡)
- (2) 所以称高瀬者、品太天皇、登於夢前丘而望見者、北方有白色物。勅云、彼何物。(以下略)〔鰐磨郡〕
- (3) 桑原里。品太天皇、御立於觀折山、望覽之時、森然所見倉。故名倉見村。(以下略)〔揖保郡〕
- (4) 小目野。右号小目野者、品太天皇、巡行之時、宿於此野。仍望覽四方、勅云、彼觀者、海哉河哉。(以下略)〔賀毛郡〕

海北。当是、經過此国。(中略)更廻車駕、幸現原之丘、供奉御膳。于時、天皇四望、顧侍從曰「前略」宜可此地名称行細国者。後世追跡、猶号行方。(行方郡)

ここに「巡狩天下」というが、それがいわば総論にあたる。各論として、たとえば「倭武天皇巡幸海辺、行至乘浜。」(信太郡)、「倭武天皇巡行、過于此郷。」(行方郡)などの巡幸・巡行がある。次のいわゆる九州風土記二つは、それらの使用にそれぞれ独自の特徴をもつ。

〔豊後国風土記〕

○ 昔者、纏向日代宮御宇天皇、登此坂上、御覽国形、即勅曰「此国地形、似鏡面哉。」因曰鏡坂、斯其縁也。(日田郡)

○ 昔者、纏向日代宮御宇天皇、從豊前国京都行宮幸於此郡、遊覽地形、嘆曰「广大哉。此郡也、宜名碩田国。」今謂大分。(大分郡)

〔肥前国風土記〕

○ 昔者、纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時、御筑紫国御井郡高羅之行宮、遊覽国内、霧覆基肆之山。天皇勅曰「彼国、可謂霧之国。」後人改号基肆国。今以爲郡名。(基肆郡)

○ 同天皇、行幸之時、在此山行宮、徘徊四望。四方

所伝の内容は多岐にわたるけれども、その核心に望見があり、それをめぐる展開の方向に大きく二通りある。一つは右の(1)(2)(4)のように、望見した内容にかかわり、そのなにごとかについての天皇のことばをめぐつて展開する一群。これが多くをしめる。もう一つは、右の(3)と、さきにあげた三例などのように、望見すること、ないし望見したものをめぐつて展開する一群。天皇のことばがこれにはともなわれないことも関係して、ほとんどの例が簡単な内容であり、数も少ない。

さて、この望見をめぐる所伝には、もう一つの、そしてその成りたちそのものにかかわる重要な特徴がある。右の(1)・(4)の例に明らかとなり、巡行時を伝えているという点である。すなわち、さきに指摘した神武紀の例とまったく同じように、望見は巡幸にともなう。はじめにとりあげた三例も、ごく簡単な所伝のそのどこにも巡行時とは明記してはいないけれども、それは自明だからわざわざ記す必要がなかったまでのことで、もちろん巡行時に望見をおこなっている。『播磨国風土記』にかぎらず、それが各国風土記に共通する特徴である。代表的な例を各国風土記から抜きだして次にしめす。

〔常陸国風土記〕

○ 所以称行方郡者、倭武天皇、巡狩天下、征平

分明。因曰分明村。今詭謂狭山郷。(三根郡)

○ 昔者、同天皇、巡幸之時、在志式島之行宮、御覽西海。海中有島、烟氣多覆。(以下略)〔松浦郡〕

『豊後国風土記』がもつばら幸ないし行幸をつかうのに対して、『肥前国風土記』では、右のようにほぼ同じ文脈のなかに巡狩、行幸、巡幸などい異なる表現をつかう。從來、この表現の異なりには、ほとんど関心をよせてはいない。たとえば『肥前国風土記』の「総記」が「つたえる火(肥)の国の名の起源をめぐる所伝は、右の「基肆郡」の所伝の直前に位置し、その冒頭あたりに「巡狩」があり、それについて注は次のように説く。

巡幸・巡行と同じで主権者のなすべき政治的行為の一つとしての地方行幸・国内巡視の意。ここは九州地方の先住勢力を平定帰服させるための行幸である。(日本古典文学大系本『風土記』380頁頭注三)

巡狩に、意味的にも巡幸・巡行とほとんど同じ解釈をほどこしている点は、不審というほかない。後段にしても、「先住勢力を平定帰服させるため」だけが目的ではなく、討伐とのかわりにも言及がない。紙幅の制約があるにせよ、決して十分な説明とはいえない。

もっとも、望見が巡幸にともなうという点は、用例じたいがなによりも雄弁にものがたっている。『肥前国風土記』

の例だけにそれほどこだわる必要もないが、実は、右のような巡幸をめぐる表現の異なりには、単に表現の多様という以上に、重要な問題がかかわる。巡幸の内実をみきわめる上にも、その問題が重要な手懸りとなる。そこで、望見をかんがえることからややわき道にそれるけれども、次にその問題をとりあげてみる。

五、風土記の巡狩

その問題とは、一つは巡幸をめぐる表現にかかわるが、もう一つは『書紀』とのかかわりである。しかも、その二つの問題は、景行天皇がおこなった九州平定の伝承にともなう二つの側面としてたがいに関連する。

すなわち、『肥前国風土記』全体をとおして、巡幸をめぐる表現は、そのほとんどが巡行時をしめす「巡狩之時」「巡幸之時」「行幸之時」のいずれかのかたちをとる。巡幸の主体とあわせてその数字をあげてみると、次のとおり。

〔巡狩之時〕 景行天皇（六例）

〔巡幸之時〕 景行天皇（四例）・日本武尊（二例）

〔行幸之時〕 景行天皇（七例）、日本武尊（一例）・神

功皇后（二例）

テキストによつて若干の異同があり、右の数字は絶対のものではないけれども、大勢は動かない。景行天皇と日本武

尊の二人がおこなった九州平定の伝承を『肥前国風土記』が大きくとりあげていることを、右の数字は如実にものがある。そのなかに、『書紀』とあい通じる伝承がある。わけても注目すべきなのが、右の「巡狩之時」の六例が「総記」にはじまり「基肄郡」「養父郡」「三根郡」「神埼郡」とつづく当該風土記のはじめの部分だけに集中していることである。日本古典文学大系のテキストでは、378頁にはじまり410頁に終るそのなかの388頁まで、つまりはじめの10頁ほどに全ての例が集まり、しかもそれらと他の表現とは、その主体の表記の違いに応じた排他的なかたちをとる。

① 纏向日代宮御宇大足彦天皇、誅球磨贈於而巡狩筑紫国之時（総記）

② 纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時（基肄郡）

③ 同右（養父郡）

④ 同右（同右）

⑤ 同天皇、行幸之時（同右）

⑥ 纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時（三根郡）

⑦ 同右（神埼郡）

⑧ 同天皇、行幸之時（同右）

⑨ 同天皇、巡行之時（同右）

⑩ 同天皇、行幸之時（同右、以下略）

右に掲出した十例とも景行天皇の巡幸関連の表記であるが、

省略した例を含め、その表記には原則がある。かいつまんでいえば、各郡内の初出例、さらには再出例でも前出例と隔たった位置にある例などは、宮号による表記とする。右の①②③④⑥⑦などがそれにあたる。一方、省略表記の「同天皇」は、同一郡内で初出例や前出例に隣接して再出ないし連続する例につかう。⑤⑧⑨⑩などである。

そして「巡狩之時」を導くのが、宮号表記の例なのである。そのなかでは、①の例がもつとも正式な書式であり、宮号だけの表記がそれにつづき、その省略表記が「同天皇」である。この段階的な省略のしかたに、恐らく「巡狩之時」も随伴するであろう。次のようにその対応をまとめることができる。

（Ⅰ）纏向日代宮御宇大足彦天皇、巡狩筑紫国之時

——①

（Ⅱ）纏向日代宮御宇天皇、巡狩之時——②③④⑥⑦

（Ⅲ）同天皇、行幸之時（巡幸之時）——⑤⑧⑨⑩

景行天皇とその巡行とをめぐる表記を、右の（Ⅰ）をもとに、（Ⅱ）（Ⅲ）の順に省略したのではないか。天皇の表記については、同定の必要上、あるいは誤解回避の必要上、右に指摘した原則にしたがい宮号表記を採用した、ということとは、逆に、その必要がないところでは、つねに省略表記を誘発する力（表記の経済）がはたらいっていたというこ

とにほかならない。その力が、天皇の表記に下接する「巡狩之時」を、「行幸之時」や「巡幸之時」にかえるはたらしきをうながしていたのではないか。

そのことは、実は、「巡狩」というこのことばが借用であつたことにねざす。すなわち、『豊後国風土記』とともに『肥前国風土記』が『書紀』を利用してのこと、当面の景行天皇の九州平定伝承もその実例の一つであることなどについてすでに指摘があるが、『肥前国風土記』の「総記」の、さきに引用したとおり景行天皇の九州平定をめぐる「誅球磨贈於而巡狩筑紫国之時」というこの要約じたい、『書紀』の所伝と内容の上でも深いかわりをもつ。

いまその両者をつきあわせてみるに、（A）には、『書紀』の景行天皇十二年七月条の「熊襲反之不朝貢。」にはじまる天皇の熊襲討伐が対応する。十二年の八月に筑紫に行幸した天皇は、九月にまず武諸木らを遣わして「不服之三人」（残賊者の鼻垂、耳垂、麻剣）を捕え誅す。十月には、碩田国に到り、その地の土蜘蛛で「並其為人強力、亦衆類多之。皆曰、不従皇命。若強喚者、興兵距焉。」という五人を殺し滅ぼす。十一月に日向国に入り、十二月に熊襲の討伐を議り、「襲国有厚鹿文・连鹿文者。是兩人熊襲之渠帥者也。衆類甚多。是謂熊襲八十渠帥。其鋒不

六、討伐と巡狩、および望見

可_レ當焉。」という状況にもかかわらず、女を欺いてその父の熊襲梟帥を殺させ、十三年五月には襲国の平定をなしとげる。ここに至るまで、「反之不_レ朝貢」という熊襲の誅滅を主題とする所伝がつづく。(A)は、まさにその核心を言いあらわしたものにほかならない。

右の所伝にひきつづき、十七年三月の子湯県への行幸、丹波小野における遊覧があり、その折の京都を憶う天皇の思邦歌をつたえた直後に、「十八年春三月、天皇將_レ向_レ京以巡狩筑紫国。」とある。(B)の「巡狩筑紫国之時」がこの『書紀』の記述をふまえることは、表現の一致に照らして明らかであろう。『肥前国風土記』にたちかえってあらためていえば、その『書紀』がつたえる景行天皇の巡狩になぞらえ、それを現地のいわば生の記録として伝えていることを冒頭にあたって明示したもの、それが「総記」に位置するくだんの(B)にあたる。そうして明示した以上、熊襲の誅滅にそもその発端があることや、巡狩の対象が筑紫国であることなどは、巡狩に関する既知の事柄だから略筆にしたがうのがむしろ当然ではある。巡狩であることさえ、同じ記述を繰り返すなかで、それと明示する必要がなくなる。その必然性が、景行天皇と巡狩とをめぐる表記の前述の(I)(II)(III)の段階的なかたちをもたらししたものともみることができる。

ように番号を付して次にしめす。

(八月乙未朔己酉、幸筑紫。)九月甲子朔戊辰、^(一)到周芳婆^(二)。時、天皇南望之、詔群卿曰「於南方烟氣多起。必賊將_レ在。」則留之、先遣多臣祖武諸木^(三)。

(ほか二名)令察其状。

十八年三月の一節と、(一)～(四)の展開にほとんど違いはない。強いて違いをあげても、(二)の長短だけで、それさえ、内容の上では、右の一節にあつては「於南方烟氣多起」の気配を天皇が察し、それが「南望」をさそつたとみることができ、基本的にかわりはない。

『書紀』が伝える巡狩は、たとえば「若賊乎」ということばが端的に示すように、討伐にそのままたちをかわえるものとしてあるというのがその実態である。それが、実際に討伐におよんだ例がある。十八年四月の熊襲のこと、その地の熊津彦という兄弟を天皇が徴させたところ、兄は使いにしたがい詣るが、弟は来ない。最後に「故、遣兵誅之。」という、まさに討伐となんらかわらない結果にいたる。『肥前国風土記』が伝える巡狩の素性のいかかわしさは、それがひきついだこの『書紀』の巡狩のいかかわしさに主としてよる。いわば、それは親譲りでもあつたが、『肥前国風土記』がいつそうそのいかかわしさを押し進めていることも否めない。たとえば次の例。

しかしながら、巡狩はあくまでも巡狩であり、他の表現をもつてそれにかえることは本来できるはずがない。代替の事実は、だから巡狩の素性のいかかわしさを、すなわちかたちだけのえせ巡狩であることを強く示唆する。それが『肥前国風土記』の巡狩だけにきざらないことも、当然のことながら見易い。

『肥前国風土記』が手本と仰いだ『書紀』のその巡狩からして、実は本来のものではない。念のため具体例を一つだけあげてみるに、さきにも引用した巡狩の記述につづくのが次の一節である。

(十八年春三月、天皇將_レ向_レ京以巡狩筑紫国。)始到^(一)夷守^(二)。是時、於石瀨河迎人衆聚集。於是、天皇遙望之、詔左右曰「其集者何人也。若賊乎。」乃遣兄夷守・弟夷守、令觀。

右の一節の冒頭に「始」とことわるとおり、巡狩の実質的な行動はここに始まる。以後、翌十九年九月に帰京するまで、巡狩はほぼ一年半つづく。間違はなくその巡狩のありかたを伝える最初の例であるが、記述じたいは、熊襲の討伐の開始を伝える記述とほとんど同じかたちをとる。十二年七月の「熊襲反之不_レ朝貢。」につづくその記述を、同じ

昔者、同天皇、巡幸之時、在志式島之行宮、御覽西海。海中有島、烟氣多覆。勅陪從阿曇連百足、遣令^(一)察之。(松浦郡)

『書紀』のさきに例示した一節の(一)～(四)の展開にほぼ対応する一方、「海中有島、烟氣多覆。」は、討伐を伝える一節の「於南方烟氣多起」に通じる。そしてげんに、土蜘蛛の捕獲、誅殺がそれにつづく。

爰有^(二)八十餘。就中二島、島別有^(三)人。第一島名小近、土蜘蛛大耳居之。第二島名大近、土蜘蛛垂耳居之。自余之島、並人不_レ在。於茲、百足獲^(四)大耳等奏聞。

天皇勅、且令誅殺。

このあと、大耳らの命乞いを容れ赦免してはいるけれども、土蜘蛛を「賊」とみなし、それゆえ誅殺をくわえるのに躊躇しない、むしろ義務(為政者のそれ)とするといった典型的な考えをもとに所伝はなりたつ。「巡幸之時」ということわりの「時」がいわばみそで、巡狩のかたちをとりながら、それが討伐の実質をそなえてなりたっているというのが、その内実である。

ただ、いかにも矛盾するようではあるけれども、巡狩という以上、討伐そのものではないこともやはり留意すべきであろう。右の『肥前国風土記』の例にそくしていえば、大耳らは、命乞いのことばのなかで、

若降「恩情」得「再生」者、奉「造御寶」、恒貢「御贖」。

右のように天皇の召し上がる食事を作り貢物としてつねに献することを誓う。これに対し、天皇は「垂恩赦放」をもつてこたえる。大耳らをそうして天皇の治下に組み入れたばかりでなく、神もそのうちに含む。

昔者、此郡有「荒神」。往来之人、多被「殺害」。纏向日代宮御宇天皇、巡守之時、此神和平。自爾以來、無「更」有「殃」。因曰「神埒郡」。

同じ『肥前国風土記』の所伝で、神埒郡の郡名起源を伝えるものだが、景行天皇の巡狩が荒神を和平にかえたことをいう。

この巡狩を討伐と対比していえば、討伐のようにその対象とする明確な相手を当初から武力をもって誅滅することをめざしたのではなく、その行く先先に和平をうちたててを目的とし、それに障害となる賊あるいは土蜘蛛をとり除くために、武力の行使をその手段として躊躇なくまた容赦なくその行動にうつて出るということになる。それを、たとえば次の『肥前国風土記』（彼杵郡）の所伝は端的にものがたる。

同天皇、在宇佐浜行宮、詔神代直曰「朕、歴巡諸国、既至平治。未被朕治、有異徒乎。」神代直、奏云「彼烟之起村、未猶被治。」

つては、それは知るよしもない。その点では、人跡の絶えたところに人烟がたちのぼるのを望見し、烟の主が賊か否かを見きわめるといふ、一部はすでに引用した一群の所伝に、確実につらなる。該当する部分だけを次に抜きだしてみよう。

○時、天皇南望之、詔群卿曰「於南方烟氣多起。必賊將_レ在。」則留之、先遣多臣祖武諸木（ほか二名）、令_レ察其状。（景行紀十二年七月条）

○（景行天皇）御覽西海。海中有_レ島、烟氣多覆。勅陪從阿曇連百足、遣令_レ察之。（肥前国風土記・松浦郡）

○（建借間命）遙望海東之浦、時烟所見。交疑_レ有人。建借間命、仰_レ天誓曰「若有_レ夫人之烟者、来覆_レ我上。若有_レ荒賊之烟者、去靡_レ海中。」時烟射海而流之。爰自知_レ有_レ凶賊。（常陸国風土記・行方郡）

これらの例において、烟の主はきまつて賊である。神代直の奏言をかりていえば、「未猶被治」という状態こそ、必然的にその内実は「捍皇命、甚無_レ礼。」だから、賊の賊たるゆえんである。未知の領域に烟がたちのぼれば、そこは「未猶被治」ゆえに、まずは賊の存在をうたがう。それを、偵察や確認がひきつぐかたちで所伝が展開する。所伝は、それらを契機にさらに展開するが、どのように

これまでとりあげた巡狩関連の所伝と一連のものだから、それらの巡狩にも当然あてはまるはずだが、巡狩とは、諸国を歴巡してその国々に平治をうちたててをいう。この天皇の統治を被らない異徒が、右のくだりの直後につたえる土蜘蛛の浮穴沫媛であり、「捍皇命、甚無_レ礼。」ゆえに「即誅之。」となる。天皇の統治をかたく拒みつづける者に対して、その頑強な抵抗に対処すべくやむなく武力を行使すること、これが結果的に討伐のかたちをとるのである。巡狩を、いつでも討伐にきりかえうる用意のもとにおこなっていたことも、そのことはあわせて示唆するであろう。そこに、巡狩をめぐる一つの特徴がある。

右の『肥前国風土記』の所伝には、巡狩をめぐるもう一つの重要な特徴をものがたる一節がある。すなわち、神代直（天皇の陪從——彼杵郡の冒頭所伝）の奏言にいう「彼烟之起村、未猶被治」であるが、これじたいは、烟のたちのぼる村に治がまだおよんでいないことをいう。そのことを、神代直だけが知り、そこに彼の功績を語っているのだけれども、天皇は知らない。天皇の知らないその村に治をおよぼすということは、とりもなおさず巡狩が未知の領域をその対象としているということにほかならない。

神代直が「彼烟之起村、未猶被治」ときめつけるについては、なにごとか勘りどころがあつたにせよ、天皇にと

展開するにせよ、その最初の契機が烟の発見にあることにかわりはない。そして、望見が烟の発見につながる。その望見は、右の三例がそうであるように、未知の領域に足をふみ入れたさいに、その状況や様子を知るための必要がうながすものであろう。もとより、烟の発見につながるものがかりではない。そのなかの一つに、『豊後国風土記』が伝える次の例がある。

昔者、纏向日代宮御宇天皇、登_レ此坂上、御覽国形、即勅曰「此国地形、似_レ鏡面哉。」因曰「鏡坂、斯其縁也。（日田郡）

昔者、纏向日代宮御宇天皇、從_レ豊前国京都行宮「幸_レ於此郡、遊覽地形、嘆曰「广大哉、此郡也。宜_レ名_レ碩田国。」今謂_レ大分。（大分郡）

ともに景行天皇をめぐる所伝であるが、後者には、新しく足をふみ入れた土地での、その広大な地形を望見したさいのまことに素朴な驚嘆のことが伝えている。前者にしても、望見した土地に対する新鮮な感動が口をついて出たものだったに違いない。いつの時とは明示してはいないけれども、討伐とはまったく無縁な内容にかんがみ、『肥前国風土記』のように巡狩の時を想定するのが自然であろう。その恐らく同じ巡狩の所伝、後者の「遊覽地形」と前者の「御覽国形」との間に本質的な違いがあるわけでもない。

い。だから、前述のとおり多田氏が規定した国見の要件を前者がいくらそなえていたとしても、それはそれ、巡狩なくしてそもそも所伝はありえないこと、つまりは巡狩において所伝が成り立っていること、このことを抜きにした論は、所詮、空論にすぎない。

七、雄略天皇の巡狩

さて、『古事記』にも、国見をつたえたものとみなされてきた例がある。応神天皇が葛野を望見しその歌をよんだという例、仁徳天皇が四方の国を望見し課役を三年免除したという例、雄略天皇が国内を望見し大県主の家を焼かせようとしたという例の、この三例が基本で、このほか、仁徳天皇が淡道島で望見しその歌をよんだという例もある。この例は、しかし他の三例とは趣を異にする。だいたい、天皇が恋う黒日売にあうため、「欺」太后曰、欲見淡道島「而幸行之時、」の望見であり、かりに通説のとおり国見の例とみたところで、そもそも太后を欺く口実だから、その口実としての役割を国見におわせている。国見をうたったという歌も、もちろん別ではない。ささいなことをいえば、他の三例が望見する対象を明示しているのとは、こちらの「坐淡道島」遙望歌曰、「は明らかに違う。それだからといって、例外として傍においておくまでも

なく、所伝の展開にとまらう諸要素・条件をとりはらってしまえば、他の三例となら変りはない。また一方、その三例にしても、それじたいは、所伝の展開のどこまでも契機にすぎない。所伝の展開にとりどりに深いかわりをもつことにかんがみ、その内容にも十分目配りしながら検討をくわえ、あわせて、応神天皇にはじまり雄略天皇におわる、そうした用例のあらわれのもつ意味についてもかんがえる。くだんの用例の内容とそのあらわれとの間に密接なかわりを想定するのが、いわば定石だからでもある。

ここですまはじめにとりあげる用例だが、『書紀』や風土記のこれまで検討した例と内容的にも近く、またそれじたい興味のある問題を含むという点でも格好なのが、雄略天皇の望見の例である。近似する例とは、『肥前国風土記』（松浦郡）が伝える景行天皇の烟の望見をめぐる所伝である。両者を対比して次にしめす。

『古事記』		『肥前国風土記』	
望見	巡幸	巡行之時、	
家上	自「日下之直越道」幸行河内。	爾、登「山上」望国内者、在志式島之行宮、御覽有「上堅魚」作「舍屋」之西海、海中有「島」。	

察問	天皇令「問」其家云、其	勅陪從阿曇連百足、遣	命令	上堅魚「作」舍者誰家。	令「察」之。（以下略）
奉答	答曰、志幾之大県主家。	於「茲」、百足獲「（土蜘蛛）大耳等」、奏聞。	天皇勅、且「令」誅殺「。		
処罰	爾、天皇詔者、奴乎、己	家似「天皇之御舍」而作。	即遣「人」令「燒」其家「之時、		
陳謝	其大県主懼畏、稽首白、	時、大耳等叩頭、陳聞曰、	大耳等之罪、実当「極刑」、		
償罪	奴有者、随「奴不」覺而過	万被「戮殺」、不「足」塞「罪。	若降「恩情」得「再生」者、		
	之御幣物「。	奉「造」御贊、恒「貢」御膳「。	即取「木皮」、作「長蛇（中略）等之様、獻於御所」。		
献上	布繫「白犬」、著「鈴而」、令「	取「犬繩」以獻上「。	於「茲」、天皇垂「恩赦放」。		
赦免	故、令「止」其著「火」。				

かりに設けた見出しの各項目ごとに、たがいの近似は一見して明らかである。『肥前国風土記』の所伝は、上述のとおり景行天皇の巡狩をめぐるその一つのありかたを伝えたものだから、近似の事実に照らして、『古事記』雄略天皇条の所伝も巡狩をその基本のわく組としてなりたっているのとみるのがまづは自然である。

問題は、しかしここから先である。『肥前国風土記』のくだんの例には、辺境の討伐をめぐる所伝と内容的にもあい通じるという、さきに指摘したが、そうしたいわばいかがわしさがつきまとう。雄略天皇条の所伝のばあい、その『肥前国風土記』の所伝と近似する一方、実は決定的な違いがある。すなわち、辺境の巡狩でなく、畿内を舞台としている点である。巡狩の場とその内容とはたがいに密接にかかわるとみるのが筋でもあり、実際に、畿内の巡狩だから志幾の大県主の家をみとがめることになるはずなのだが、さてしかし、畿内と志幾との相関を除いて、巡狩だから大県主の僭越を処罰するというかわりに必然性があるのか、問題とはそのことである。結論をさきどりしていえば、たがいのかわりには必然性が確かにある。

そしてさらに重要なのが、そのかわりに巡狩本来のありかたをなぞることができる点である。『肥前国風土記』の巡狩につきまとういかがわしさも、その本来のありかたに外れていることと表裏する。巡狩本来のありかたを伝えるのは漢籍の例だが、それをもとにあの雄略天皇の畿内巡狩をめぐる所伝が成り立っているのではないかというのがこれまでの論の展開がその延長上におのずから導く見通しである。そのことを確認するのに先立って、次に、まづは漢籍の巡狩について必要なかぎりみておくことにする。

八、漢籍がつたえる巡狩、その一

巡狩については、『藝文類聚』や『初学記』などの類書がさまざまな用例や解釈を伝えているほか、史書も数多くの事例を記録にとどめている。まさに応接にいとまないほどだが、基本となるのが、舜のおこなったという巡狩である。『尚書』（舜典）にそれは詳しく、その文をそれぞれ簡略にして『史記』が『五帝本紀』（巻一）と『封禪書』（巻二十八）とに伝えている。

一方、その舜の巡狩と基本的に同じかたちをとりながら天子の儀礼として規定したものが、『礼記』（王制）の伝える巡狩である。舜の巡狩とともに、この天子の巡狩が一つの典型をなしていたであろう。そのなかに、注目すべき一節がある。全体を押さえておく必要もあるので、長文をいわず次にその全文を引用する。便宜、三段落に分ける。

天子五年一巡守。歳二月東巡守、至于岱宗、柴而望祀山川、覲諸侯、問百年者、就見之。命大師陳詩、以觀民風、命市納賈、以觀民之所好惡。志淫好辟。命典札考時月、定日、同律、礼・樂・制度・衣服正之。

山川神祇有不順者為不孝、不孝者君削以地。宗廟有不順者為不孝、不孝者君細以爵。變礼

嚴格にすぎるとは思われるけれども、『礼記正義』に「制度衣服、便是政治之急。故以為畔。君須誅討。」と説くところ、政治の急所だから、それを變革する者を畔（畔、背叛也）とみなし、容赦なく誅討をくだるることになる。

この直後に「有功徳於民者、加地進律。」といいそえているとおり、処罰をもつばらにしているわけではない。『文選』の「東京賦」（巻三）でも、「乘輿巡乎岱嶽」という泰山へのいわゆる東巡狩をのべたなかに「省幽明以黜陟。」というように功績の有無によつて賞罰をおこなうことをいう。だから、賞がないわけでは決してないのだけれど、軽重の差はおのずから明らかである。欽定のきまりの乱れや緩みを正すという以上、諸侯の専横あるいは逸脱のチェックを当然その対象のうちにいれていたに違いない。げんに、一つの典型としての先例たる舜の巡狩を伝えた『史記』『五帝本紀』の（舜）、歳二月、東巡狩。」について、「正義」は次のように指摘する。

王者巡狩、以諸侯自尊、一國、威福任己、恐其壅遏上命、沢不下流。故、巡行、問人疾苦也。

諸侯が「自尊一國、威福任己」という専横や恣意をもつて政治をおこなえば、「其壅遏上命、沢不下流」という天子の政治やその成果を阻害するきわめて憂慮すべき事態をおうおうにして招きかねない。天子がみずからそれをチ

易樂者為不從、不從者君流。革制度衣服者為畔、畔者君討。有功徳於民者、加地進律。

五月南巡守、至于南嶽。如東巡守之礼。八月西巡守、至于西嶽。如南巡守之礼。十有一月北巡守、至于北嶽。如西巡守之礼。婦。（以下略）

一年各季（の仲の月）にそれぞれ定まった巡守（守は狩に同じ）先がある。五行にのっとり、春は岱宗（泰山）に東巡守、南は南嶽（衡山）に南巡守、秋は西嶽（華山）に西巡守、冬は北嶽（恒山）に北巡守、そしてそこで、柴（しば）を焚いて天を祭る）、望（山川を望んでその神を祭る）、諸侯との会見、長寿者の引見等のほか、天子としての諸種のつとめをおこなう。

そのつとめのなかに、「命典札考時月、定日、同律・礼・樂・制度・衣服正之。」とある。曆日を考定し、政治をとりおこなう上に必要な諸種のきまりを同じくして正すというのは、その巡守先がおうおうにしてそれらきまりに勝手に改変をくわえ、結果として正しくない状態にしてしまうことがあり、それを是正してもとに戻すことをいう。そのことに関連して、具体的に違反者に対する罰則をさだめたのが、それにつづく次の一節である。

（前略）、變礼易樂者、為不從。不從者、君流。革制度衣服者、為畔。畔者、君討。

エックし、その事実があれば誅討を加えるということ、ここに巡狩の一つの大きなねらいがある。

九、巡狩と雄略天皇の事例

「正義」の指摘は、たぶん理想をまじえてはいるが、それでも『礼記』『王制』が規定する巡狩のその精神の要所を押さえていることは疑いない。そこにある「諸侯自尊一國、威福任己」にあたるのが、かたや志幾の大県主の「上堅魚作舍屋之家」を望見した天皇の「己家似天皇之御舍而作。」という非難のことばである。ただ大きいというのではなく、天皇の宮殿に似せて自分の家を作ったという以上、非難のことばという点を割り引くにしても、いわば確信的な行為であり、天皇の単なるまねごとより、むしろ大県主の専横や恣意をその家づくりは象徴するものであったろう。

なぜなら、大県主とはいっても、県主じたい「故、建内宿禰為大臣、定賜大國小國之國造、亦定賜國國之堺及大県小県之県主也。」（『古事記』成務天皇条）という地方の末端官職にすぎない。国造ならまだしも、たかだか大県主でしかない者が、その立場上、当該地方の行政に責任をもつ身でありながら、しかるべき定めや分を大きくふみこえたという、そうした含みを天皇の宮殿に似せた家作り

もたせている。県主という官職にしても、それに大を冠し、専横や恣意を強調する格好の素材として選びとつたものという見方も、ゆうになりたつてであろう。

専横や恣意を強調すればするほど、天皇の誅討をおこなう必然性もます。その関係は、「王制」にいう「革制度衣服者、為畔。畔者、君討。」にそのままあてはまる。この「礼記」の一節を出典としているのか、もはや確かめるすべなどないが、対応はそれだけにとどまらない。巡狩にともなう誅伐にしても、「畔」と断じたうえでそれをおこなうことに明らかなとおり、討伐に通じる。構造的にもそうして討伐とあい通じる巡狩のそのありかた、すなわち討伐との近さに、大県主の誅討ばかりか、その所伝の全体をとおして、上述のとおり討伐を伝える所伝のかたちをとらせる少くとも一つの要因があつたとみて恐らく誤りない。

十、漢籍がつたえる巡狩、その二

こうして誅討をとまなうことは、しかし巡狩の一面ではない。さきに引用した「礼記」「王制」の一節にそれのさまざまなありかたを伝えていたが、それも、どこまでも天子の巡狩の一つの典型にとどまる。実際は、それよりはるかに多様かつ多彩である。そのなかでとりわけ注目にあたいするのが、『後漢書』に散見する巡狩の用例である。

「怨結」のばあい、そのあとにつづく展開、あるいはそれらとの結びつきなどにかんがみて、それをもたらしものに深くかかわるのは「無政」であろう。

すなわち、「今」以下に、『毛詩』「小雅」の「十月之交」の一節「四国無政、不用其良。」を章帝は引く。『後漢書』のその詩句に付した李賢の注に「言、四方之國無政者、由天子不用善人也。」というのが要旨だが、四方の國に善政がないという、つまり「無政」の責めを、賢人君子の良臣を登用しない天子（詩の中では幽王、一説に厲王）に帰す点が眼目である。四方の國の「無政」に天子がそうして責めを負うことを強調したうえで、巡狩をいう。

「駕言出游、欲親知其劇易。」の「其劇易」は難解だが、同じ『後漢書』（卷八十四）の「列女伝第七十四」の「曹世叔妻」の伝につたえる「女誡七篇」のなかの「卑弱第一」の一節に「晚寝早作、忽憚夙夜。執務私事、不辭劇易。」とあり、為政上の難易を基本に、その結果としてのいわば得失や功罪を含みこんだ意をあらわすのではない。要は政治の実情であろう。それを、実地にみずから足をはこんで知るところを章帝はめざしていた、「今」以下のくだりをそうよみとることができる。

しかし、それだけが巡狩の目的ではない。太守あいてに章帝が告げるその真のねらいは、また別にある。さきに引

史書の記録だから、どれも巡狩の実際を伝えているはずだが、たとえば章帝の巡狩をみると、建初七年十月に西巡狩、八年十二月に東巡狩、翌年の元和元年八月に南巡狩、二年二月に東巡狩、三年正月に北巡狩、翌年の章和元年八月に南巡狩とつづく。翌章和二年二月に、章帝は三十三歳で崩じている。巡狩を、政治の重要な手段とみなしていたことは疑いをいれない。その章帝の見解を伝えるのが次の一節である。

（元和三年正月、丙申、北巡狩。濟南王康——ほか七王——皆從。辛丑、帝耕于懷。）二月壬寅、告常山、魏郡、清河、鉅鹿、平原、東平郡太守、相曰「朕惟巡狩之制、以宣声教、考同遐邇、解釈怨結也。今『四国無政、不用其良。』駕言出游、欲親知其劇易。」（以下略）

はじめに巡狩の制の目的に言及する。天子の威声や文教の宣布、さらに遠近の別を無くすことなどについてはそれとして、最後の「解釈怨結」は重要である。人民の怨みのわだかまり結ばれた状態を解きほぐすことをいい、内容的にもあい通うのが、さきに引用した『史記』「五帝本紀」の舜の巡狩についての「正義」の注にいう「故、巡行、問人疾苦也。」である。しかしそのなかでは、人民の疾苦を諸侯の専横や恣意がもたらすということになっているが、

用したくだりのあと、巡狩の経過をのべたうえで章帝は次のようにつづける。

月令、孟春善相丘陵土地所宜。今肥田尚多、未墾墾闢。其悉以賦貧民、給与糧種、務尽地力、勿令游手。所過郡邑、聽半入今年田租、以勸農夫之勞。

「月令」以下は、『礼記』「月令」の、正月の行事として天子は農事の開始を布告し、田の司に農耕の適地を見定めさせるといふ一節だが、それを引きあいにだし、巡狩において章帝じしんが「善相」した結果という含みをもっているのが、以下のくだりである。すなわち、未開墾の多くの肥田を貧民に分ちあたえ、援助しながら農耕に従事させるということ、わけても「務尽地力、勿令游手。」は、農を勧める章帝の意気込みのほどを強く印象づける。

巡狩に、こうして農の勧めが付随するとなると、「王制」が規定した巡狩とは大きくずれる。それは、しかし章帝の一時の思いつきによるものではない。この北巡狩には、さきに引用したとおり、そもそものはじめに「辛丑、帝耕于懷。」という親耕に類する行事がともない、元和二年二月の東巡狩のなかでも「丙辰、東巡狩。乙丑、帝耕於定陶。」詔曰（中略）。力田、勸勞也。國家甚休之。其賜帛人一匹、勉率農功。（以下略）というあい通じる例を伝

えている。『文選』にも、関連する記述がある。

○ 乘輿巡乎岱嶽。勸稼穡於原陸。同衡律而壹軌量。齊急舒於寒燠。(卷三「東京賦」)

○ 歲三月東巡狩、至于許昌。望祠山川、考時度方。存問高年、率民耕桑。(卷十一「景福殿賦」)

巡狩が農の勧めに深くかわかることを、これらの例は如実にものがたる。巡狩を伝統の形式的行事から解きはなつて、政治の、とりわけ農業振興の一環としての実質的な意味をもたせることが時代の要請でもあったに相違ない。章帝の北巡狩も、この流れにそう。

章帝は、これよりほぼ二年前の元和元年二月にも、詔を発してほぼあい似た政策をうちだしている。それには「其令郡国募人、無田欲徙它界就肥饒者、恣聽之。到在所、賜給公田、為雇耕傭、賃種餽、貰与田器、勿收租五歲、除算三年。其後欲還本郷者、勿禁。」とあり、田をもたない貧民を対象に、かれらが農事に就労するのに必要なそれこそ手厚い援助を与えている。もちろん、貧民救済の慈善事業ではない。詔の冒頭に次のようにいう。

王者八政、以食為本。故、古者急耕稼之業、致耒耜之勤、節用儲蓄、以備凶災、是以、歲雖不登、而人無飢色。

置しえない問題の指摘を内容とする。そのあとに問題解決の具体的手立てを講じるという点でも、たがいに通じあう。しかし両者に共通する点は、そうした個別より、むしろ全体をつらぬく基調において大きい。すなわち、為政者が人民のすむ土地に足をふみ入れ、そこに現にある課題や、直面する問題をみずからの目で望見し、それをひきうけたうえでその克服に尽力すること、そこにあるのは、政治を人民の現場においておこなおうとする姿勢である。巡狩のもう一つの重要な意義がその姿勢に具現されているといつても、決して過言ではない。その点において、仁徳天皇の望見は、巡狩の一つの典型として位置づけることができる。

ちなみに、『書紀』は、その望見を「朕登高台以遠望之。」(仁徳天皇四年二月条)というように「高台」に登っておこなうものとする。高台の所在地を明記していないが、三年間の課役免除のあと民が豊かさをとり戻してあらためておこなった望見についても「天皇居台上而遠望之。」という。すくなくとも、巡狩という設定にしてないことは明らかである。民の生活に関心をよせてはいても、居ながらにして望見しうるかぎりを対象としているにすぎない。そうした消極を、人々の生活をそれにふさわしい場所にみずから足をはこんで望見する積極にまでおしあげたのが、

食を確保・保障し、不作の年にも人が飢えないように手立てを尽くすことを政治の基本とする、章帝がいだくのはそうした認識である。だから貧民を農事に就労させるとはいつても、食糧確保の国家戦略にもとづく。貧民に与える便宜や援助も、その戦略遂行のために必要な手段にほかならない。

そうした農の勧めを、改めて巡狩のなかで宣言したのが、あの北巡狩において太守らに告げた章帝のことばである。みずから足をふみ入れた先の、その土地の状況をみたうえで、つまり「善相丘陵土地所宜」にもとづくという含みにおいて、農を勧めることの効果ははかりしれない。農を勧める上に、巡狩はまたない格好の機会であったということ、そうした計算が章帝にあったこともまた疑いをいれない。

十一、巡狩と仁徳天皇・応神天皇の事例

当面の仁徳天皇の例は、この章帝の巡狩と多くの共通する点をもつ。たとえば「善相丘陵土地所宜」が象徴する巡狩における望見は、仁徳天皇の「登高山、見四方之国」に対応する。その望見の結果についての、章帝が詔にいう「今肥田尚多、未有墾闢」と、仁徳天皇が詔にいう「於國中烟不発、国皆貧窮」とはともに現状の放

すなわち「古事記」の所伝である。そしてその積極を象徴的にあらわすのが巡狩である。もとより、それは一つの形式をもつ。その形式にのつとることの確証さえ担保すれば、部分の省略は可能であったということ、それが、仁徳天皇の所伝をいきなり「天皇登高山、見四方之国」ときり出す自由を与えたはずである。

形式の典型は、この仁徳天皇の所伝にすぎだつてある。初出の例ということになるが、それが応神天皇の次の所伝である。

一時、天皇越幸近淡海国之時、御立宇遲野上、望葛野、歌曰「千葉の葛野を見れば百千足る家庭も見ゆ国の秀も見ゆ。」

さきに取りあげた風土記のいくつかの所伝とは、全体の構成・内容ともにごく近い関係にある。その風土記の所伝と同じように、この所伝にいう「越幸近淡海国」も、そこになにか特定の用事があつてそのために行幸するのではなく、もちろんそのことを示唆する記述すら一切ないが、やはり巡狩をあらわすものとみるのが、それに最も適した見方であろう。ただ、風土記の所伝が旨として伝えることをめざした地名起源とは無縁である。どこまでも巡狩のもつ政治的意義にかかわり、上述のとおりそれにふさわしい場所までみずから足をはこんで人々の生活をじかに望見し、

十二、巡狩のもつ政治的意味とその新しさ

その結果によつては、為政者としてなすべき行動にただちに出たり、必要な措置を講じたりするといった例と一つにつらなる。望見の結果が、みごとに繁栄をきわめた光景だったために、政治の出動を必要とするまでもなく、その光景をたたえることに終始した、するほかなかったということだから、それはまたそれで、応神天皇みずから治世のめでたさをたたえたものとみることができよう。

たとえば、『万葉集』の「悲寧樂故郷作歌一首」(1047)のなかでも、かつてこの京が繁栄したさまを次のようによむ。

(平城の京師は) 山見れば山も見がほし里見れば里も
住みよしもののふの八十伴緒のうちはへて思へりしく
は天地の依り会ひの限万世に栄えゆかむと思へりし
大宮すらを待めりしならの京を(以下略)

住みよい里は、繁栄の象徴なのであり、したがって京が荒廃すれば、恭仁京の場合でも「三香の原久邇の京師は」故りにし郷にしあれば国見れども通はず里見れば家も荒れたり」(「春日悲傷三香原荒墟作歌一首」1059)とよむ。応神天皇の歌のなかの「百千足る家庭」や「国の秀」などは、右の歌の類型に内容的に通い、その光景をとおして応神天皇の京の繁栄、ひいては治世のめでたさをまさに象徴的にあらわす。

それを可能にしたという一面もある。課役免除によつて貧窮を救ったという所伝のそもその発端が、上述のとおり巡狩であつたというのは、いかにも象徴的である。巡狩が政治に重要な位置をしめることに、仁徳天皇の時代の新しさはあからさまである。

そしてその時代を準備したのが、すなわち応神天皇の時代である。神功皇后が新羅を支配下において、それまで続いた領域拡大がその極に達したが、応神天皇は、皇后の胎中であつてその事業に参加している。その点では、それまでの歴代天皇につらなる。しかし領域拡大の極に達したことが、それからの反転につながり、領域拡大に終止符をうつと同時に、国の内の政治が課題となり、そこに巡狩の誕生をみたということであろう。そしてそれをひきつぎ、政治の重要な位置をしめるにいたつたあとをとどめるのが、仁徳天皇や雄略天皇の巡狩にはかならない。さらにいえば、『万葉集』が伝える舒明天皇の「天皇登香具山望国之時、御製歌」(2)や柿本人麻呂の「幸于吉野宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌」(38)も、その巡狩の系譜の延長上に位置づけることが可能である。それらの歌を国見歌とみなす呪縛から解きはなつことも、実は小稿の秘かな目論見の一つではあつたが、もはや詳しくは述べない。

ところで、そうした巡狩の流れをたどる上にも、その前

もつとも、語句もそっくりそのままの歌を『書紀』応神天皇六年二月条の所伝のなかに伝えているので、歌じたいを過大に評価することはできない。それは、しかし「天皇幸近江国、至菟道野上而歌之曰、」という旅の途中の囑目詠というかたちをとる。それだけに、この歌をめぐっては、政治の成果をたたえることより、むしろ即興で歌をよむ天皇のそのすぐれた歌の才や偉大をつたえることのほうに力点をおいていたことを強くおもわせる。

この『書紀』の所伝とは対照的に、『古事記』の所伝は、まさに政治的意義を望見に、そしてそれが象徴する巡狩にこめている。あの仁徳天皇の例でも、そのことは例外ではない。すなわち、仁徳天皇が「欲見淡道島」といつて大后を欺きえたのは、政治にかかわる巡狩のその望見を口実とし、またそれゆえ巡狩の望見にちなむ歌をとにかくもうたい、そうしたとりつくりが奏功したからである。このあと恋する黒日売の本国、吉備国を仁徳天皇はめざすが、その「自其島伝而幸行吉備国」も巡狩の一環となる。巡狩を口実として利用するについては、それが政治そのものであり、そうである以上、嫉妬深く強情なあの太后でさえ口出しはできなかったからという理由のほかに、時代が

提として検討を要する問題がある。最後に残ってしまったが、巡狩だとして、その巡狩の語をなぜ使用しなかったのかという問題である。これには、裏づけをもって答えることができない。どこまでも一つのころみにすぎないけれども、その問題についてかんがえる上に、あらかじめ押さえておくべき基本的な点がある。すなわち、巡狩本来のものに相当する行事がもともと日本になつたという点の一つ。もう一つが、巡狩といえ、たとえば前掲『礼記』「王制」の「東巡狩、至于岱宗、柴而望祀山川、觀諸侯」にいう望祭や諸侯との会見などを想起するのが通例であるという点である。『書紀』のこれもさきに引用した景行天皇十八年三月条の「巡狩筑紫国」について、日本古典文学大系本は頭注に『孟子』「梁惠王下」の「天子適諸侯曰巡狩。巡狩者、巡所守也。」を引く。新編の日本古典文学全集の頭注にも『文選』(巻一)「東都賦」の「巡狩」に付した李善注の「(巡狩者何。巡者循也。狩、牧也。——榎本補足)謂天子巡行守牧也。」を引き、解説文も「天子が諸侯の国を巡行し、政治の実情を視察すること」という前者の注をほぼひきつぐ。

巡狩先の筑紫国に、はて諸侯がいたのかということに目をつぶつてしまえば、右の注ですむのであろう。いかにも教条的であるがゆえに、逆に、巡狩についてのそれが一般

的な理解であったことを如実にものがたる。本家の中国でも、たとえば漢をうちたてた高祖は、楚王の韓信の反を人が告げたのをうけ、韓信をおびき出すために巡狩を利用する。『史記』（卷九十二・淮陰侯列伝第三十二）にそれを「（高帝以）陳平計」天子巡狩会諸侯。」と伝えている。『書紀』の注が引く『孟子』や『文選』李善注などの説く巡狩がそのごく一般的でありかたにそくしたものであることを、こうした例は確かに裏づける。古代の日本でも、同じ例をもとに巡狩を理解していたはずだから、もちろんそれだけに限らないとはいえ、巡狩といえ、まずは天子が諸侯の国を巡る、そこで諸侯と会見することを標準的なかたちとして想起したに相違ない。

そうである以上、『古事記』にその巡狩の出る幕はない。さりながら、その巡狩にしても、たとえば日本古典文学大系本のさきに引いた注の文がはからずも指摘した「政治の実情を視察する」という意味をふくむ。それだけでは巡狩そのものではありえないが、そこにこそ巡狩のまさに巡狩たるゆえんを見いだし、それを高所に登って望見するという形式におきかえたのではないか。この推定に大過なければ、巡狩の語をそのままつかうことがひきおこす誤解を防ぐという以上に、新しい表現の形式を創りだすことにそのねらいがあつたであろう。政治を、領域の拡大から内治

に重点をうつすことにともなう新しい時代の新しいありかたに脱皮させる、その新しさを具現するうえに、そうした新しい表現の形式を必要としていたとみるのが自然である。もつとも、新しい表現の形式とはいっても、それを無から創りだしたとは考えがたい。そしてなんらかの行事ないしは行為をふんまえているとすれば、それが国見であつた可能性が、もちろんないわけではない。

（注）

（1） 多田一臣氏「国見ということ——『神武紀』三一年条を糸口として——」（『國語と國文學』第七十五卷第五号、平成十年五月特集号。上代の和歌・歌謡）

（2） 吉田比呂子氏「巡狩儀礼説話の構造——構造分析による解釈法・試論——」（『上代文学』第五十三号）は、『播磨国風土記』を中心に、他の『風土記』がつたえる巡狩についても考察をくわえているが、儀礼として無条件に規定するばかりか、狩と巡狩を一緒くたに扱うなど信はおきかたい。国見も巡狩とのかかわりにも言及しているが、拙稿が参考にするところはない。

（3） 日本古典文学大系本『風土記』の当該箇所校異に「南・伴・板・狩。底による。」とある。「狩」ならば唯一の異例となるが、原則どおり「狩」以外のものとみる。ただし、決め手を欠く。

（4） 注（3）『風土記』（秋本吉郎校注）の「解説」および同書三六四頁頭注一一、一三など。日本古典文学大系本『書紀』上「補注」七一六。

（5） 『論語』「陽貨」の「公山弗擾以費畔」の皇侃の義疏。

（6） 親耕は、『礼記』「月令」「孟春之月」に「（是月也）乃振三元辰、天子親載耒耜、措之于参保介之御間、帥三公・九卿・諸侯・大夫、躬耕帝藉」（以下略）とある。

（7） 課役免除によって貧窮を救済するというこの所伝が漢籍の例を利用してなりたつことについては、拙稿『古事記』の所伝のなりたちと漢籍、その（一）（『佛教大学研究紀要』第七十二号）参照。

（8） 類例を一つだけあげてみるに、同じ雄略天皇についての所伝（四年八月条）だが、吉野の河上の小野での狩りのきなか、天皇の腕をかんだ蛇を蜻蛉がすばやく噛み去る。そのあとに、「天皇嘉厥有心、詔群臣曰、為朕讀蜻蛉、歌賦之。群臣莫能敢賦者。天皇乃口号曰」とつたえている。そのことを通して、天皇の偉大を強調していることは疑いない。

（9） 辰巳正明氏「第二章 舒明朝万葉歌の形成」（『万葉集と中国文学 第二』）は、舒明天皇の「望国」に関連して「吉田義孝氏はこの『望国』に注目して、それが中国の天子巡狩の思想と深く関わることを見た上で、国見が宮廷行事としてあつたことを指摘するが、それは、国見の儀礼が『望』という祭りへと変容することと成立する宮廷行事としての問題である。天皇による国見儀礼が、『望』という新たな祭式概念によって、大きな変質を迫られたものと思われる。その伝承が仁徳天皇による国見の物語であろう。」（290頁）と指摘する。

（10） ちなみに『漢書』（卷二下）「高帝紀第二下」には「巡狩」をいわず、ただ「用陳平計、乃偽游雲夢」とある。